

【定期積金規程】

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」という。）は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (掛金の先払込み)

この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払分に依りて満期日の繰上げは行いません。

4. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②当組合がやむを得ないものと認めて満期日前に解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③この計算の単位は1円とします。

5. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

6. (解約)

この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して当組合に提出してください。

7. (預金・積金共通規程の適用)

この積金には、本規程のほか、「預金・積金共通規程」が適用されるものとします。

以 上